

外国人技能実習生等受入事業者 支援事業補助金のお知らせ

県では、県内企業等が、海外から外国人技能実習生等を受入れる際に、政府による新型コロナウイルス感染症に関する水際対策に対応するための宿泊費用を助成します。

補助対象者

外国人を雇用している県内企業等

県内の事業所において外国人材を雇用する法人又は個人

対象在留資格

- ① 「技能実習」
- ② 「特定技能」
- ③ 「高度専門職」「経営・管理」「医療」「研究」「技能」「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を有する者

対象経費

補助対象者が水際対策対応で負担した宿泊費（実費）

補助対象期間

令和 **4** 年 **3** 月 **1** 日 ~ **12** 月 **31** 日
令和4年中に宿泊手続きを行った場合、当該宿泊期間は対象

補助上限額

1人 **5** 千円 / 泊 × **15** 泊（補助率1/2）
一定期間待機した人数に応じて助成（企業ごとの上限無し）

申請受付期間

令和 **4** 年 **4** 月 **1** 日 ~ 令和 **5** 年 **2** 月 **3** 日
Ⓜ 待機完了後、1か月以内に申請を行ってください。

申請方法

各地域の県総合支庁 地域産業経済課へ（郵送）

補助金制度

産業労働部雇用・産業人材育成課 TEL：023-630-2375